

經濟論叢

第164卷 第6号
中居文治教授記念號

献 辞	西 村 周 三	
米国における法的資本制度・ 分配規制・会計規定	西 田 博	1
債務負担行為の会計学	醍 醐 聰	41
創造的会計とその社会的監視	小 野 武 美	66
利益予測に対する自己防衛行動	富 田 知 嗣	86
戦略的計画設定と予算管理との結合	上 總 康 行	103
アメリカにおける利益測定論の展開	藤 井 秀 樹	125
企業不正支出の資産性に対する理論的考察	宮 本 幸 平	145
持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性	池 田 幸 典	160

中居文治 教授 略歴・著作目録

平成11年12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

企業不正支出の資産性に対する理論的考察

——「仮払計上説」の妥当性についての検証——

宮 本 幸 平

I は じ め に

企業不正支出（以下，単に不正支出）は，手段がどうであるにせよ，基本的に，金銭の支出によりその対価として何らかの利益を得ることを目的とした経済的行為である。筆者はこれまでの研究において，不正支出に対する「会計上の費用性」および「税法上の損金性」について考察を行い，不正支出を「費用」もしくは「損金」とすることの問題性を指摘してきた¹⁾。

かかる研究において次に考察せねばならないのは，不正支出に費用性・損金性が存しない場合に，これらを会計上いかに処理すべきかという問題である。これに関して，不正によって会社の財産を減少せしめるような行為そのものは，会社と委任関係にある取締役の忠実義務（商法第254条ノ3）に違反するものとして同人に対する損害賠償（商法第266条）を請求すべきであるから，一旦，同人に対する仮払金に計上すべきとの考え方がある。そしてこれを「仮払計上説」と呼ぶ場合がある²⁾。つまり，不正と判断される，もしくはその可能性が

1) 企業不正支出の費用性を是認することの問題点については，拙稿「企業不正支出の費用性に対する理論的考察」『徳島文理大学研究紀要』第58号，1999年9月，を参照されたい。また不正支出の損金性については，拙稿「法人税法における使途秘匿金の費用性について」『経済論叢』第161巻第4号，1998年4月，を参照されたい。

2) 日本公認会計士協会京滋会『使途不明金の法律と会計税務の実務』清文社，1995年，174ページ。「仮払計上説」では，従業員が支出した場合も，責任が明らかにされるまでは本人もしくは上司である善管注意義務者に対する仮払金とされる。

また，河井信太郎『会計上の粉飾と法律上の責任』同文館，1975年，94-95ページにおいても，当初から不正を行う目的をもって，あるいは犯罪準備行為として，仮払金勘定を起す可能性が

ある支出は、未決済勘定処理として仮払金勘定に資産として計上するというものである。

しかし当該所説に対しては、① 支出者の介済・清算による費用処理が必ず行われるという保証がなく、事後処理が明らかでないから、仮払金としての要件を具備していないこと、② 明らかに費用支出であるにもかかわらずこれを資産として仮払金に計上すれば利益が捻出されてしまうこと、などが理論的問題点として指摘されている³⁾。

そこで本稿は、「仮払計上説」の妥当性について会計理論および法解釈論に基づいて考察し、不正支出の資産性を検証することを主たる目的とする。まず第Ⅱ節では、仮払金とされた不正支出の資産性を検証するための前段階として、アメリカの先行研究を中心に資産の意義について概観する。第Ⅲ節ではかかる意義を敷衍しながら、上記の2問題について考察し、「仮払計上説」の妥当性を検証する。さらに第Ⅳ節においては、仮払金処理を前提とした場合に生じる法的責任について、実定法に即して新たに明示したいとおもう。

Ⅱ 会計上の資産の定義と仮払金の特質

本稿は、不正支出を仮払金に計上することの妥当性について検証することが主たる目的であるが、本節ではまず、考察を進めるうえでの前提を明らかにする。すなわち、アメリカの先行研究における会計上の資産の定義を示し、さらに、仮払金の意義および法的性格についても触れておく。

1 アメリカの先行研究にみる資産の定義

一般に、資産は3つの方法によって生じるものとされている。第1は、企業が自己資本もしくは他人資本を調達することによって現金・預金などを獲得する方法であり、第2は、販売による収益の対価として現金・売掛金・受取手形

³⁾ が指摘されている。

3) 日本公認会計士協会京滋会、同上書、175ページ。

などを獲得する方法である。また第3は、企業内で使用する目的あるいは他へ販売する目的で、財貨もしくは用益を取得する方法である⁴⁾。第1と第2の方法によって生じるのが貨幣性資産であり、第3の方法によって生じるのが費用性資産である。貨幣性資産は費用性資産取得のために用いられることもあり、他の貨幣性資産に転換することもある。これに対して費用性資産は、おもに費消していく⁵⁾。

Paton and Littleton は資産について、「生産のために取得された要素で経営過程のなかで正当に『売上原価』または『経費』として取り扱われうる点に達していないものは、『資産』と呼ばれており、そのようなものとして貸借対照表に表示されている。しかしながら、このような『資産』が事実上『未決状態の対収益賦課分』(revenue charges in suspense)であり、次期以降に費用または経費として収益と対応せしめられるのを待っている」ものとしている⁶⁾。

また W. J. Vatter は、「資産はその性格上経済的なものであり、将来の事象に備えてこれを変形するとか、交換するとかあるいは貯蔵するといった用役潜在性の形で、将来の欲望の満足を具体化したもの」とする⁷⁾。かかる Vatter の見解は、Paton and Littleton の「『用役』、すなわち、交換された場合には、その企業にさらに他の用役の潜在を供給する、かかる用役の潜在こそが、会計の背後にある重要な用件である。」⁸⁾とする見解に強い影響を受けているものと学説上考えられている⁹⁾。

4) 第3の方法で資産を取得する目的として、企業内で使用する目的、他へ販売する目的以外に、「それを持つことによる有利さを得る目的」も挙げられる。(清水宗一『資産会計論』森山書店、1980年、49ページ)

5) 同上書、49ページ。

6) W. A. Paton and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940, p. 25. (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店、1971年、43ページ)。

7) Vatter は続けて、「資産を測定するためにどのような手段あるいは方法(原価法、時価法、価格鑑定法または任意的評価法)が用いられようとも、資産は物的財貨や法律上の権利または貨幣請求権ではなく用役潜在性である」と主張している。(W. J. Vatter, *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*, 1947. 飯岡透・中原草吉共訳『資金会計論』同文館、1971年、31ページ)

8) W. A. Paton and A. C. Littleton, *op. cit.*, p. 13. (中島省吾、前掲訳書、21ページ)。

9) 清水宗一、前掲書、53ページ。

さらに、アメリカ会計学会（以下、AAA）1957年改訂会計原則では、「資産とは、特定の会計的実体の中で企業の諸目的に充用されている経済的諸財である。資産は予想される業務活動に利用しうるあるいは役立つ、用役潜在性の総計である。ある種の資産の意義は、その企業実体の諸目的に独特に結びつくかもしれないし、また、企業継続性を前提としている」としており、資産の用役潜在性に特質を見いだしている¹⁰⁾。そして当該見解は Sprouse and Moonitz（1962年会計原則試案）においても見出すことができる。彼らによれば、「資産は、期待される将来の経済的な効益で、これに対する権利が現在または過去の取引の結果として、その企業によって取得されたものを表わす」ものであり、「将来の経済的効益をもたらすことのできるはっきりした能力が、資源を価値あるものとする属性である」と考えている¹¹⁾。

かような、資産の本質を「用役潜在性」や「経済的効益概念」によって基礎づける定義の体系は、1957年改訂会計原則、1962年会計原則試案をたどって、1985年の財務会計基準審議会（FASB）における財務会計概念ステートメント第6号【財務諸表の構成要素】へと継承・展開されていった¹²⁾。FASBでは資産について、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体によって取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」と定義されている¹³⁾。

一方、アメリカ公認会計士協会（以下、AICPA）の会計原則委員会（以下、APB）は、1970年に APB ステートメント第4号【企業体の財務諸表の基礎を

10) AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements*, 1957, p. 103. (中島省吾訳編【増訂・AAA 会計原則】中央経済社, 1964年, 68ページ)。

11) R. T. Sprouse and M. Moonitz, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA Accounting Research Study No. 3, AICPA, 1962, pp. 20-21. (佐藤孝一・新井清光共訳【アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則】中央経済社, 1962年, 134-135ページ)。

12) 藤井秀樹「現代企業会計論」森山書店, 1997年, 74ページ。

13) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6*, 1985, par. 25. (平松一夫・広瀬義州訳【FASB 財務会計の諸概念】中央経済社, 1990年, 297ページ)。

なす基礎概念と会計原則』を発行したが、このなかで資産について、「一般に認められた会計原則に従って認識、測定された一企業体の経済的資源。資産は、資源ではないが一般に認められた会計原則に従って認識、測定された一定の繰延借記を含む。」と定義している¹⁴⁾。ここでいう「経済的資源」とは、経済活動に伴う将来効益を現在において資するものと考えられるから、AICPAの所説についても、AAAの見解と同等であるものと解されよう。

2 会計上の「仮払金」の意義と法的性格

仮払金とは、「現金支払はあったが、まだこれを処理すべき勘定あるいは金額が未確定の場合、これが確定するまでの一時その支払を処理する勘定」であり、「あくまで一時的な支払勘定で、かかる不明確な科目は往々悪用されるおそれがあるため、つとめて使用をさけるべき」とされている¹⁵⁾。また貸借対照表原則四の(一)では、「仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない」と規定している。

他方、仮払金の法的性格は、会社と仮払金を受けた者との消費貸借契約（民法第587条）に基づく金銭の交付であり、仮払を受けたのが取締役である場合には、取締役会の承認を要する金銭の貸付に該当する（商法第265条）。そこで、取締役に対する仮払である限り1件ごとに取締役会の承認を得ることが必要であり（通説）、この承認なくして行われた仮払は商法第265条違反の金銭の貸付となり、この仮払をおこなった他の取締役は、会社に対して連帯して返済義務を負うことになる（商法第266条第4項）¹⁶⁾。

かかる法的性格を前提にすると、「仮払計上説」に基づいて不正支出行為者に支払われた仮払金は、消費貸借契約に基づく「貸付金」の性質を付帯するこ

14) APB, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the APB No. 4, AICPA, October 1970, par. 132. (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会・企業会計原則』同文館, 1973年)。

15) 神戸大学会計学研究室編『会計学辞典』第五版, 同文館, 1997年。

16) 河井信太郎, 前掲書, 96ページ。

とになる。そこで、当該仮払金は企業にとっての金銭債権と考えられるから、前述した、資産が生じる方法の3分類のうち、売掛金や受取手形と同様に、取引によって生じた貨幣請求権と考えることができる。ただし「貸付金」は、主目的の営業取引による債権ではなく¹⁷⁾、さらに貸借対照表原則四の(一)Dにおいては「債権のうち、役員等企業の内部に対するもの(中略)は、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならぬ。」とされている。したがって、「仮払計上説」を前提とした場合、使途が不明瞭な支出は注意を喚起すべき債権として、特別科目による区分表示と注記を要するものと考えられる。

III 不正支出における「仮払計上説」の妥当性

以上の議論によって、アメリカの先行研究に基づく会計上の資産の定義、およびわが国の会計制度における仮払金の意義について明らかにした。本節ではこれらを敷衍しつつ、不正支出を「仮払計上説」に基づいて資産化することの妥当性について考察する。

特に「仮払計上説」の問題点として、①支出者の弁済・清算による費用処理が必ず行われる保証がなく、事後処理が明らかでないから、仮払金としての要件を具備していないこと、②費用支出を資産として仮払金に計上すれば利益が捻出されてしまうこと、が指摘されているため、これらについて理論的に検証し、「仮払計上説」の妥当性を判断することにしたい。

1 事後処理が明らかでないといわれる「仮払計上説」の問題点

「仮払計上説」の立論における前提は、業務監査および会計監査によって監査役および公認会計士などに指摘された、使途が明らかにされていないかもしくは自発的に使途を隠匿した支出(使途秘匿金など)に対する求償にある¹⁸⁾。

17) 新井清光『現代会計学』第四版、中央経済社、1998年、75ページ。

18) 使途秘匿金の詳しい定義および内容については、拙稿、前掲「法人税法における使途秘匿金」

つまり、使途を明らかにできない支出は、闇献金・賄賂など不正支出である場合が多く、かかる支出は、会社と委任関係にある取締役の忠実義務（商法第254条ノ3）に違反する行為として損害賠償責任（商法第266条）に問われるものであるから、司法判断が下されるまでの間、備忘のための未決済勘定処理をして、支出行為者に対する仮払金とするのである。

こうした前提において不正支出が仮払金に計上された場合、「仮払計上説」に対して指摘される「支出者の弁済・清算による費用処理が必ず行われる保証がないこと」および「事後処理が明らかでないこと」などの問題点は、解決をみるのではないか。仮払金に計上するのは、使途が不明で不正につながる可能性の高い支出であり、求償を前提に監査役もしくは公認会計士の業務執行によって強制的に計上されるものであり、さらには財務諸表において「注記」などで開示されるべき類いのものである。監査役もしくは公認会計士が把握・管理する支出が、仮に弁済・清算されない場合には、もはや、会社による損害賠償請求もしくは株主代表訴訟（商法第267条）の契機となることに間違いはない。したがって、事後処理についても明らかに実行されるはずである。そうでなければ、監査役・公認会計士の任務懈怠となり、善管注意義務にかかわる問題となるであろう。

また損害賠償請求の結果、不正を行うことが会社の利益のため相当と認められて取締役に損害賠償責任が負わされない場合も想定されることから¹⁹⁾、求償を前提とした「仮払計上説」が妥当でないとの考え方も導きだせる²⁰⁾。東京地裁平成5年9月16日判決（野村証券損失補填事件）では、「損失補填を実施しても、それにより東京放送との取引関係が維持され、（中略）それによって野村証券が既に相当額の利益を得ており、かつ、今後も得られる見込みであるこ

の費用性について」に詳しい。

19) 福井地裁昭和60年3月29日判決（熊谷組利益供与事件）、東京地裁平成9年3月13日判決（日興証券損失補填事件）などがある。詳しくは、拙稿、前掲「企業不正支出の費用性に対する理論的考察」を参照されたい。

20) 日本公認会計士協会京滋会、前掲書、175ページ。

とが認められる」ことから、損失補填が取締役の任務（具体的には善管注意義務および忠実義務）に背いた支出行為でないとの判示が下されている²¹⁾。

しかしここで注目すべき判示は、「(利益が) 今後も得られる見込みであることが認められる」という部分であり、ここにおいて、損失補填に対する用役潜在性・将来の経済的便益が是認されたものと斟酌できる。つまり、損害賠償責任が否認された場合でも、当該支出によって取引関係が維持され、将来におけるキャッシュ・インフローが期待できるならば、特定期間における不正支出を(用役潜在性を具備した)資産とすることについて会計理論上問題ないわけである²²⁾。

さらに法解釈論からみると、仮払金の法的性格は会社と仮払金を受けた者(ここでは不正支出行為者)との消費貸借契約(民法第587条)に基づく金銭の交付であり²³⁾、仮払を受けたのが取締役である場合には、取締役会の承認を要する金銭の貸付に該当する(商法第265条)。したがって、当該仮払金は他の取締役が共通して認識するものでもあるから、支出者の弁済・清算による費用処理は会社(および取締役会)の責任のもとに把握・管理されるのであり、事後処理が不明になることは考えられないのである。

2 利益捻出につながる「仮払計上説」の問題点

たとえ用途が不明で不正につながる可能性の高い支出であっても、これを資産として仮払金に計上すれば結果として利益が捻出されてしまうことになり、懲罰的措置がかえって有利に働くことになる。これが、「仮払計上説」の抱えるもう一つの問題点である。

しかし前項でも述べたとおり、当該説は、監査役もしくは公認会計士の業務

21) 『判例タイムズ』827号、1993年、39ページ。

22) ただし、こうしたケースの場合には損害賠償が生じないから、当該資産の償却をどのようにするかが別途問題となる。

23) 河井信太郎、前掲書、96ページ。消費貸借契約とは、当事者の一方が金銭その他、種類、品質、および数量の同じ物を返済することを約して相手方から金銭その他のものを受取ることによって成立する契約をいう。

執行によって強制的に仮払金に計上されることが前提であり、当然、両者によって把握・管理されるべきものである。監査役・公認会計士は委任者である会社に対し、職務を行うに際して通常の思慮分別を有する社会的平均人が自己の事務を行うについて用いる注意をもってこれを行う義務を負担している（商法280条、民法644条）²⁴⁾。かかる枠組みにおいて、事後に社会的事件になるなどして信用の失墜につながる可能性が多分に存する不正支出の費用処理を是認し、備忘に努めないことは、利益が捻出されることよりもかえって通常の思慮分別を有する社会的平均人の注意義務違反になるのではないか。財務諸表において仮払金として資産計上された不正支出は、「注記」などで備忘内容を開示すれば、第三者に対して注意を喚起できるはずであり、現に貸借対照表原則四の（一）Dにおいて、債権のうち役員等企業の内部に対するものは、特別科目による区別表示および注記を促している。

また、商法および会計学の通説では、「重要性」をもたない取引について、計算書類に影響を及ぼさない程度であれば、当該事項を監査報告書に記載することを要しないとされている（ただしこの点につき、筆者には反論がある）²⁵⁾。したがって、不正支出が資産として仮払金に計上され、利益捻出につながるとしても、「重要性」を持たない程度の金額で、財務諸表（商法では計算書類）に影響を与えない場合であれば、会計上、さほど意味を持たないと判断できるのである。

さらに、監査役・公認会計士の管理に基づく求償が「仮払計上説」の前提であり、求償とは将来に補償が得られるよう仕向ける行為であるから、かかる行為によって、「発生の可能性の高い将来の経済的便益」（FASB財務会計概念ステートメント第6号）がもたらされるものと考えられる。用途が明らかでなく不正につながる可能性が高い支出に対し、求償を前提に仮払金勘定に計上さ

24) 河井信太郎，同上書，179ページ。

25) 森田章「会計監査人」（上柳克郎他編『会社法演習Ⅱ』有斐閣，1983年），230ページ。ただし当該説に筆者は反対であり、拙稿「企業不正支出における取締役の法的責任」【経済論叢】第163巻第4号，1999年4月，において反論が述べられている。

れた場合、かかる仮払金は用役潜在性を具備し、資産的特性を内包することになる。つまり、当該支出が理論上において資産だとすれば、利益捻出につながって懲罰的措置が（かえって）有利に働いたとしても、これに対しては、用役潜在性に基づく「将来キャッシュ・インフロー」という担保（具体的には損害賠償）が存在するものと解される。

したがって、たとえ不正支出を仮払勘定に計上することで利益捻出されたとしても、「重要性」がなければ会計上問題とはならない。そして、仮払金とした場合には損害賠償という「将来キャッシュ・インフロー」が潜在するから、不正支出は本来的に資産性を具備するものと考えることができる。

IV 「仮払計上説」を前提とした法的責任の所在

商法では、取締役が、善管注意を欠くものであったと事後的に評価される態様をもって職務を遂行し、それがために会社に一定の損害をもたらしたと認定されれば、会社に対して損害賠償責任を負うことになる（商法第266条²⁶⁾。またこれは、監査役および公認会計士に対しても充當する法効力である（商法277条、商法特例法第9条）。

そこでこれまでの議論から、不正支出の「仮払計上説」が理論的に妥当であることを前提にすると、「善管注意を欠くものであったと事後的に評価される態様をもった職務」による不正支出が費用として処理されたことに対し、取締役・監査役・公認会計士の法的責任が形成される可能性が生じる。つまり、不正な支出と事後的に評価される態様をもった職務に基づく取引は、損害賠償の可能性を付帯するものであるから、「仮払計上説」に従えば、仮払金に計上すべきであり、これを費用として会計処理したことに対する法的責任の所在が新たに問題となるのである。

26) 三浦治「取締役の会社に対する責任」（加美和照編『取締役の権限と責任』中央経済社、1994年）、211ページ。

1 商法第266条ノ3第2項の責任

「仮払計上説」を前提とした場合、不正支出の費用処理に対する具体的な法的責任としては、商法第266条ノ3第2項の適用が相当と考えられる。株式会社の計算書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載を行った場合、取締役は、損害賠償の責に任ぜられなければならない²⁷⁾。同規定では「虚偽」の記載とされているが、通説では、重要な事項を記載しないことや誤解をさせないために必要な事項の記載を欠く場合も含まれる²⁸⁾。したがって、使途が明らかでなく不正につながる可能性が高かった支出（当時）で、善管注意を欠くものであったと（事後的に）評価された支出に対し、支出行為者への仮払金として注記などで記載することをせず費用処理した行為は、十分に注意したことを立証しない限り、重要な事項を記載しないこともしくは誤解をさせないために必要な事項の記載を欠く場合に相当する可能性がある。

また、監査役および公認会計士についても、監査報告書に記載すべき重要な事項に対して虚偽の記載をなした場合に、上掲の第266条ノ3第2項が準用される（第280条第2項、商法特例法第10条）。ここで、商法の通説では監査報告書の二号意見（会計帳簿の不正確性）を述べるときには同時に四号意見（貸借対照表及損益計算書の不正確性）を述べるものとされているから、貸借対照表および損益計算書に重要な影響が及ばなければ、帳簿の不実を二号意見として述べなくても責任を問われないのが実情である。

しかし、貸借対照表および損益計算書に重要な影響がない取引で、これが事後に違法となって社会的信用の失墜に至るような場合、当該取引を発見した監査役・公認会計士が（使途・接待先が明らかでない等の）二号意見表明を要しないとは必ずしもいえない。監査報告書に記載するほど重要な違法行為でありながら、計算書類全体として適法で、会社の財産および損益情報を正しく示し

27) 商法開示には、取締役に対する不正抑止の機能が期待されている。（龍田節他『新版注釈会社法（6）』有斐閣、1987年、8ページ）

28) 龍田節「不実の開示と取締役の責任」『法学論叢』第74巻第4号、1964年4月、15-16ページ。

ているとの総合意見を表明するのは矛盾であるから²⁹⁾、たとえ四号意見に及ぶような重要性をもたなくとも、帳簿不実の有無を二号意見として表明すべきである³⁰⁾。

したがって、事後において不正・違法と判決された支出につき、監査段階で看過もしくは費用化を容認した監査役・公認会計士は、これを仮払金としなかったこと、もしくは監査報告書に二号意見（会計帳簿における用途の不明瞭性など）を述べなかったことにつき、注意を怠らなかったことを立証しないかぎり、第280条第2項および商法特例法第10条により、損害賠償責任を負う可能性があるものと解せられる。

2 虚偽記載に対する証券取引法上の責任

他方、証券取引法（以下、証取法）でも、「有価証券報告書³¹⁾のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているとき」に、役員および公認会計士は、当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる（証取法第24条の4）。ただし、賠償を請求できる者は、虚偽記載があることを知らないで証券を取得した者に限られる。また、虚偽記載等のある書類を閲覧していないが「不実の情報が組込まれた株

29) 龍田節他『新版注釈会社法補巻（昭和49年改正）』有斐閣、1980年、149ページ。

30) 日本公認会計士協会監査基準委員会報告第5号15において「監査人が財務諸表に含まれた虚偽記載の重要性を判断するに際しては、量的側面と質的側面の双方を考慮しなければならない」とし、金額的に重要でないが質的側面から検討を要する虚偽記載を発見した場合には、他の項目に影響を及ぼしていないか確かめるべきとしている。また、同報告第5号20では、「当該事業年度においては虚偽記載の重要性の基準値を超えていない場合であっても、将来において多額の資産の減少を招くなど次年度以降の財務諸表に重要な影響を与えることが見込まれる場合には、その旨財務諸表に開示がなされているかどうかを検討」すべきことを示唆している。

31) 証取法では、有価証券届出書の虚偽記載に関する賠償責任の条文が先に規定され（証取法第18条から第22条）、有価証券報告書の虚偽記載はこれらに準用する規定となっている（証取法第24条の4）。しかし、投資のための意思決定情報としては有価証券報告書がより一般的に利用されているため、ここでは、有価証券報告書の虚偽記載に対する責任を考察の対象としている。

価」で証券取引をした者もまた虚偽記載等の被害者であるとする、書類の閲覧の有無を問わないとする解釈が妥当となる³²⁾。

しかし、虚偽記載が明らかになった場合でも、当該事項につき「相当な注意」を用いたにもかかわらず知ることができなかった取締役・監査役、および、監査証明に「故意又は過失がなかった」公認会計士には、損害賠償が免責される場合がある（証取法第24条の4）。すなわち、その者が就いている役職・地位から客観的に判断される「相当な注意」の義務を尽くして、開示書類の内容の完全性や正確性等を調査・分析し、また虚偽記載等のある開示がなされないようにする努力が彼らに求められるわけである³³⁾。

ここで、証取法と商法に共通する貸借対照表など計算書類の虚偽記載については、両法の適用関係が問題となる³⁴⁾。証取法が「有価証券取得者」との関係で役員・公認会計士の責任を規定するのに対し、商法の虚偽記載責任は、役員・公認会計士が責任を負う相手方に限定がなく、いくらかでも広がり得る。そこで、株式・社債の流通市場を経由した損害については、市場に関する専門の法である証取法上での責任規定が、商法第266条ノ3第2項の責任の限界を画するもの（前者が後者の特則）と解される³⁵⁾。

いずれにせよ、不正支出が事後に違法となれば、本来なら当該支出を仮払金とし、かつ注記すべきであったのに対し、「善管注意を欠くものであったと事後的に評価される態様をもった職務」とみなされるから、証取法上、「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」ものと斟酌され、「当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らないで、当該有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠

32) 尾崎安央「取締役の虚偽開示責任」(加美和照編、前掲書)、344ページ。

33) 河本一郎「証券取引法の基本問題—民事責任を中心として—」『神戸法学雑誌』第21巻第3・4号、1972年、239-247ページ。

34) 加美和照編、前掲書、346ページ。

35) 上村達男「計算書類の虚偽記載と商法第266条ノ3第2項の責任」『別冊ジュリスト 会社判例百選』第六版、有斐閣、1998年、129ページ。

償する責めに任ずる」可能性が生じることになる。

V おわりに

本稿では、企業不正支出に対する「仮払計上説」の妥当性を検証するために、当該説の問題点とされる2点について考察を加えた。導出された結論は、以下のとおりである。

1. 「清算の保証がなく、事後処理が明らかでない」とされる点につき、仮払金への計上は、求償を前提に監査役もしくは公認会計士の業務執行によって強制的になされ、さらには財務諸表において「注記」などで開示されるべきものであるから、明らかに事後処理が実行されるはずである。また、仮払金は会社と仮払金を受けた者との消費貸借契約に基づく金銭の交付であるから、取締役会の承認を要する金銭の貸付に該当するため、事後処理が不明になることは考えられない。
2. 「利益捻出につながる」とされる点につき、仮払金として資産計上された不正支出は、「注記」などで備忘内容を開示すれば、第三者に対して注意を喚起できるはずであり、また商法の通説では、金額の量的に「重要性」をもたず計算書類に影響を及ぼさない程度であれば、会計上問題ないと考えられている。さらに、求償を前提に仮払金に計上された場合、かかる仮払金は、用役潜在性に基づく「将来キャッシュ・インフロー」という担保（具体的には損害賠償）が存在するものと考えられ、利益捻出の危険性が相殺される。

「仮払計上説」の問題点が理論的に払拭できる以上、用途が不明瞭で将来違法となる可能性が存する支出を仮払金として資産計上することに問題はないと考えられる。当該説を前提とした場合、次に挙げる法的責任の可能性を明らかにすることができる。

1. 善管注意を欠くものであったと事後的に評価された支出に対し、支出行為

者への仮払金とせず、かつ注記などを記載しないで、これを費用処理した取締役の行為は、重要な事項を記載しないこともしくは誤解をさせないために必要な事項の記載を欠くものとして、商法第266条ノ3第2項の損害賠償責任に問われる可能性がある。また、監査段階で看過もしくは費用処理を容認した監査役・公認会計士は、これを仮払金としなかったこともしくは監査報告書に二号意見（使途の不明瞭性）を述べなかったことにつき、注意を怠らなかつたことを立証しないかぎり、第280条第2項および商法特例法第10条により、損害賠償責任を負う可能性が生じる。

2. 不正支出が事後に違法となった場合、本来なら当該支出を仮払金とし、かつ注記すべきであったのに対して、「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」ものと斟酌され、当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者に対し、役員・公認会計士は記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる可能性が生じる（証取法第24条の4）。